

平成24年（ワ）第213号 損害賠償請求事件

原告 早川篤雄外38名

被告 東京電力株式会社

平成28年4月27日

意見陳述書

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

原告 金 井 直 子

新しい裁判官の方々に、避難者6年目の過酷な現状をおつたえしたいと思っています。

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から早5年1か月。あの日から丸5年が過ぎた今、福島県内の被災地は、除染作業やインフラ復旧のための工事が行われている一方で、いまだに国による避難指示のために、住み慣れた自宅を離れ、不自由な避難生活を過ごしている人々が大勢います。私達原発事故による避難者は、2011年3月11日の翌日、3月12日に国からの強制的な避難指示により、まさかの長期避難生活を送ることになってしまいました。原発事故の被害状況も詳しい説明も、安心安全の保障もまったくないまま、着のみ着のまま避難した私達でした。当初は、原発が落ち着けばまたすぐに自宅に帰ることが出来るだろうと思っていましたが、その考えは甘かったのです。現在もこの避難生活が続いているままなのです。私達被災者は、全国全世界からの義援金の寄付やボランティアの善意の支援をいただき、震災後、原発事故避難直後の生活をしのぐことが出来ました。本当に多くの皆様に、心から感謝しています。しかし、この長期にわたる避難生活は本当に限界に近付いているのです。

あの原発事故が起きるまで、原発の危険性など考えもせずに日々暮らしていました。1996年、私と家族は双葉郡楡葉町に移住し、震災と原発事故が起きる2011年3月までの15年間を、夫と二人の息子と共にすっかり楡葉町の住民として溶け込み、楽しく充実した日々を送っていました。気さくに声をかけてもらいながら、地域のお祭りや子供みこしに参加。行政区の運動会や花植えや清掃活動に参加。息子達の成長とともに小中学校PTA役員を引き受け、朝の交通安全あいさつ運動をはじめ、様々な学校行事にも積極的に参加し続けました。スポーツ少年団や部活動の遠征合宿や応援、さらにPTAママさんバレーボールチームで汗を流し、みんなで笑って楽しんで、お互いの子供達の成長を見守って支え合って、地域の中で暮らしてきたのです。そして子供達の手が離れ、私はパート仕事から始め準社員になり、努力が認められて正社員登用され、さらにスキルアップのために国家資格も取りました。念願のマイホームも建てる事が出来ました。夫とともに努力してきた証でした。毎日が充実していました。

あの原発事故が起きるまでは、です。

私は、2011年10月に初めて、原発事故被害者の相談会に参加して、地元いわき市や首都圏からの有志の弁護士の先生方に、先の見えない途方もない不安と絶望感から何とか脱出できる方法がないかとすがりました。そして、その後何度も相談を重ね、ついに原発事故から1年8か月後、福島原発避難者訴訟原告団を結成し2012年12月3日に、ここ福島地裁いわき支部に裁判を提訴しました。その当時は無我夢中で、同じく楡葉町、隣の広野町・南相馬市・そして事故を起こした福島第一原発の立地する双葉町の避難者17世帯39名が第1陣1次原告となり、その後現在は、第5次原告団まで追加提訴を行い、合計189世帯586名の集団となりました。この中の原告には、

富岡町・大熊町・浪江町・川内村・葛尾村と、いわゆる福島県双葉郡の 8 町村すべてのエリアに居住する住民が最低でも一人以上は原告団に参加するという結果となり、また放射線量の高い、川俣町山木屋地区の多くの原告も一緒に闘うことになりました。

なぜ？裁判を起こしたのか？と、よく聞かれます。一般的には裁判闘争などという環境を好き好んで選ぶ人は少ないでしょう。ましてや原発事故避難者である私達が地元企業である東京電力を訴えるなどとは、本当に覚悟と勇気が要るものです。事故が起きるまでは確かに原発立地城下町として東京電力とは共存して地域で暮らしていたわけです。もちろん地元採用の社員も多く双葉郡に住んでいましたし、家族ぐるみのお付き合いや子供同士が同級生や先輩後輩という話も珍しくない地域でした。

私も悩みました。でも、その迷いの気持ちを前向きに突き動かしたのは私の母の存在でした。私の母は第一原発のある大熊町に U ターンしていらしたので私の現在の実家は大熊町であり、すでに他界していますが祖父母の家も大熊町です。田舎ですから当然、叔父や叔母も多く住み、従兄たちも住んでいました。小さい頃は夏休みや連休にはよく遊びに行つて過ごしたものです。

そんな私の大切な家族や親戚から、平穏な生活を奪った原発事故の責任は、いったい誰が取るのでしょうか？福島の事故の教訓も学ばずに、原発再稼働や原発輸出などと、経済最優先で私達を無視して、私達のささやかな幸せを奪っておいて、誰も責任を取らない、あやまらない、学ばない、そんなことは絶対に許されません。そう思つて裁判を起こすことを決意したのです。

今現在も、原発事故による避難者は自主避難者と言われている避難指示区域外からの住民も含めて数多くの人々が避難生活を続けています。

いまだに原発避難者と呼ばれて、丸5年ですが、昨年末のSNS「Facebook」の公開記事には衝撃を受けました。福島県いわき市の住宅街で新築中の住宅の外壁に、【原発賠償御殿、仲良くしない、やりすぎ】と黒いスプレーで落書きされた写真でした。大変ショッキングでした。またか…と、心がとても傷つきました。私自身も、母の生活支援や家族の仕事や居住環境を考えて、昨年の夏に借り上げ住宅から移動し、今はいわき市内の別の場所に引っ越しました。周りは静かな住宅地で、引っ越しの挨拶をした際の近隣の方々も良い人達なので安心はしました。たまたま前の家と後ろの家に、同じく原発事故避難者である双葉郡富岡町の方々が引っ越して来ました。私達はお互いに同じ双葉郡の人間であることに安堵しつつ、今後ここで生きて行くためには目立ち過ぎず謙虚に余計な話は慎むことが得策だということを感じ取りました。

また、実際に聞いたことでショックだったのは、楡葉町の住民が新たにいわき市内に新築した家に、その楡葉町の友人数人が訪ねた際、こう言われました。「悪いけれど、もう、ここには来ないでほしい。今は、いわき市民として町内会にも入れてもらい、ご近所の方々と上手くやっている。知らない顔が出入りすれば目立つ。元避難者だとわかれば、孫も学校でいじめられるかも知れない。申し訳ないが、もうここには来ないで」と。

こんな言葉、言われたほうも言うほうも辛いです。でも、そこまでしないと、私達の当たり前の普通の生活を送ることも遠慮せざるを得ないという事実が実際にあります。すべてとは言いませんが、このような事例は、多くの原発事故避難者が抱える精神的な大きな苦痛です。

悔しさと悲しさが入り混じる、このような理不尽な心境は、原発事故の避難当事者でなければ理解できない事だと、痛切に感じています。

私達の裁判も、2月17日で第15回目の裁判期日を終え、原告本人尋問の段階に入っていますが、今までの原告の方々の発言に共通する言葉の多くは、「なんで、こんなことになったのか？いまだに仮設住宅住まいは本当に辛い、悔しい、そして情けない、みじめだ。」「原発事故さえなかったら、放射能汚染さえなかったら、とっくに自宅を再建出来ていた、広々とした自宅で息子夫婦や孫たちに囲まれて楽しく暮らしていた。」「代々受け継いできた農業で、やりがいのある仕事と生産者としての誇りを失わずにすんでいた。」「老後にこんな目に遭うなんて夢にも思わなかった。」「自宅にいれば自由に自分達の思うように生活できていた。」「狭い仮設住宅で長期間の避難生活でストレスがたまり続け、体調を崩すと同時に気力体力も低下した。」「親が一気にボケた。」「息子や娘や孫たちは、首都圏や福島県外に避難して定住してしまい、高齢者だけが取り残された。」等々。

そして、原発事故避難者の最大の懸念は【生きることに疲れた。】なのです。

私達は、原発事故さえ無ければ、日々の何気ない生活の中でも確かにそれぞれが自分達の幸せを感じながら生きていくことが出来ていたのです。それらの幸せな暮らしが、突然の原発事故のせいで一変してしまったのです。

現在も、多くの地域が避難指示の指定を受け、そこに平穏に暮らしていた人々はふるさとに戻ることができていません。避難指示が解除された地域であっても、膨大な放射性廃棄物が、うず高く積まれた仮置き場がいたるところにあり、いまだインフラの復旧もままならない変わり果てたふるさとに帰ることは、困難、もしくは不可能と言わざるをえません。

私の母が住む土地も帰還困難区域に指定され、中間貯蔵施設の建設地になった大熊町の自宅にはもう二度と帰ることは出来ません。

昨年の9月30日、大熊町役場税務課からの依頼で実家の罹災家屋現況調査に母と私は大熊町の家に一時立入しました。玄関のカギを開けて中に入った時に違和感を感じ、仏間の南側の窓ガラスが大きく割られていることに気が付きました。

そしておびただしい量の動物の糞尿が部屋のあちこちに散乱していました。母も私もあまりのショックで愕然としましたが、すぐに警察に通報し捜査員が到着。現場検証を終えた時には高線量地域に滞在3時間を経過していました。帰路、検問所を通り放射線スクリーニング測定を受けたときの結果は、10マイクロシーベルトでした。母も私も捜査員も、また被曝しました。

その母も、不幸中の幸いで、娘の私がそばにすることで、何とか日々の生活は自立できています。同じ体験・同じ避難者・家族だから、本当の信頼関係で結ばれていることが唯一のお互いの支えになっています。しかし、残念ながら、もう戻れなくなってしまった人もいます。大熊町から避難した私の叔父や叔母も、二度と自宅に戻ることなく、叔父はいわき市の仮設住宅、叔母は南相馬市原町区の娘の家、と、避難先で相次いで亡くなりました。最後まで「大熊町の家に戻りたい。戻りたい。」と言いつけていたそうです。

裁判官の皆さんには、いまだに続く、原発事故の避難生活がどれほどの過酷な体験だったかということの全てを言葉では伝えきれません。

この原発事故の負の遺産は、廃炉まで30年～40年かかると言われており、その計画さえも予定通りに立ち行かなくなることが懸念されています。加害企業の東京電力、そして国策エネルギー政策として原発を推進してきた国の責任は重いです。

強いものが守られ、弱いものが犠牲になる。そんな社会はあってはなりません。しかし、福島原発事故後の様々な情勢は、決して住民の目線で進ん

ではない、弱者切り捨ての世の中に猛進しているように思えてなりません。

そして、皮肉にも、表面上、原発事故被災地が復興と再生に向かって進んでいる現在、私達原発事故被害者が怒りをもって正論を発言することがタブー視されるような現地の風潮も肌で感じています。

私は、今後も未来の福島県の子供達のためにも、原発事故を体験してしまった者としての真実を、歴史上にきちんと残すべく、今自分が実行できることを、出来る限りは続けて行く覚悟です。

私達、原発事故による避難者原告団は、裁判が始まってからの3年以上、裁判所の皆さまへの「陳情ハガキ」や「公正な判決を求める署名」活動を実行しています。しっかりと読んで、見ていただけていることと信じています。特に署名活動は、地元いわき市で同じく裁判を闘う仲間や全国からの賛同を得て、すでに**77,508筆**に及びます。大変重みのある一人一人の訴えに他なりません。

どうか、裁判官方々には、私達が置かれている過酷な現状をご理解いただき、公正で正義あふれる判断を、よろしく願いいたします。私達が、苦しい中で立ち上がり声を挙げている覚悟を真摯に受け止めてください。

以上